

介護老人保健施設みなみかぜ

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービス利用契約書

(サービスの目的)

第1条 肝属郡医師会立介護老人保健施設みなみかぜ（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、前項に定める事項の他、本契約並びに重要事項説明書の改定が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本契約並びに重要事項説明書の改定が行われた場合は新たな本契約等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 4 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの契約解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防）サービス利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

但し、利用者が正当な理由なく短期入所療養介護サービス実施期間中に利用中止を申し出た場合には、原則として基本料金及びその他ご利用いただいた費用をお支払いいただきます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの契約解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者が居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、別紙重要事項説明書に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(契約の終了)

第6条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用を終了することができます。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 第4条に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされた時
- ③ 第5条に基づき、施設から解約の意思表示がなされた時
- ④ 利用者が病院へ入院した時、又は他の介護保険施設等に入所した場合

(利用料金)

第7条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙重要事項説明書記載の利用単位ごとの料金を基に計算された日ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 短期入所に際しては、連帯保証人1名を定めるものとします。連帯保証人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者、身元引受人と連帯して利用料金の支払いについて責任を負うこととします。連帯保証人は契約日にサービス提供の利用者負担にかかる同意書に自署して署名・捺印をするものとします。
- 5 支払義務発生後、概ね3カ月を経過したもののうち①再三の請求に応じない場合、②円滑かつ効率的な回収が見込めない場合、③転居等により請求先が不明となっている場合、④当施設からの督促継続が適切でないと判断された場合等については当施設が契約している法律事務

所より利用料金の回収を委託する場合があります。

(記録)

第8条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況と緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、利用者や家族等に対してその内容をできる限り詳細に説明いたします。

また、説明終了の際に別紙同意書にて同意していただきます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように配慮し厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

3 「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守します。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情処理)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、いつでも申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。なお、当施設の苦情申立窓口は下記のとおりです。

名 称	肝属郡医師会立介護老人保健施設みなみかぜ
担当者	支援相談員（池之上 寛） 介護支援専門員（迫 圭介）
電 話	(0994) 22 - 3100
F A X	(0994) 22 - 3105

- 2 施設は、利用者に提供した短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスについて、利用者又は家族等から苦情の申し出があった場合、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上、改善につとめます。
- 3 施設は、利用者が苦情申し立て等を行った場合、これを理由としていかなる不利益な取り扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第14条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービス）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 肝属郡医師会立介護老人保健施設 みなみかぜ
- ・開設年月日 平成9年11月1日
- ・所在地 鹿児島県肝属郡錦江町神川 88-1
- ・電話番号 0994-22-3100 ・ファックス番号 0994-22-3105
- ・管理者名 折久木 亮洋
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3080038号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔肝属郡医師会立介護老人保健施設みなみかぜの運営方針〕

1. 総合的ケアサービス施設

高齢者の心身の状態、介護者や家庭環境にあわせて、医療的サービスと福祉的サービスを総合的に提供する。

2. 家庭復帰施設

リハビリテーション、看護・介護などのケアを必要とする高齢者に対し医療的ケアと日常生活サービスを提供しながら、家庭復帰の為の心身の自立を支援する。

3. 在宅ケア支援施設

退所者の家庭での生活が自立できるように通所サービスの提供や訪問による在宅支援サービスを行う。

4. 地域に開かれた施設

家庭、ボランティア、地域の人々を対象とし、介護実習普及施設としての役割を果たし、地域に開かれた施設を目指す。

（3）施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
医 師		3		健康管理と医療の適切な処置等
看護職員	6	1	1	利用者の衛生管理看護業務
薬剤師		1		
介護職員	17	3	2	利用者の日常生活全般の介護業務
支援相談員	1			利用者及び家族等の相談援助業務
理学療法士	1	1		心身の機能回復・維持・訓練・計画書作成
作業療法士		2		心身の機能回復・維持・訓練・計画書作成
管理栄養士	1			食事献立・栄養指導・栄養ケア計画書作成
介護支援専門員	1			ケアプラン作成
歯科衛生士		1		口腔ケアに関する業務
事務職員	2			会計経理・一般事務
その他	2	1		リハビリ助手・施設設備保守・他

- (4) 入所定員等 ・定員 75名
・療養室 個室 15室、 2人室 6室、 4人室 12室

- (5) 通常の送迎の実施地域
・錦江町、南大隅町、鹿屋市（旧串良町、旧輝北町除く）

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護（介護予防）サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金 () は2割負担、<>は3割負担です

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護によって利用料が異なります。

○多床室の場合（1日あたり）

・要支援1	613円	(1226円)	<1839円>
・要支援2	774円	(1548円)	<2322円>
・要介護1	830円	(1660円)	<2490円>
・要介護2	880円	(1760円)	<2640円>
・要介護3	944円	(1888円)	<2832円>
・要介護4	997円	(1994円)	<2991円>
・要介護5	1052円	(2104円)	<3156円>

○個室の場合（1日あたり）

・要支援1	579円	(1158円)	<1737円>
・要支援2	726円	(1452円)	<2178円>
・要介護1	753円	(1506円)	<2259円>
・要介護2	801円	(1602円)	<2403円>
・要介護3	864円	(1728円)	<2592円>
・要介護4	918円	(1836円)	<2754円>
・要介護5	971円	(1942円)	<2913円>

② 食費（1日あたり）

第4段階	1600円
第3段階②	1360円
第3段階①	1030円
第2段階	600円
第1段階	300円

③ 居室費（1日あたり）

第4段階	多床室	450円	個室	1730円
第3段階②	多床室	430円	個室	1470円
第3段階①	多床室	430円	個室	1370円
第2段階	多床室	430円	個室	550円

第1段階 多床室 0円 個室 550円

*第4段階の方のみ、二人室入居者については、450円と特別室料として380円の合計830円頂きます。

④ 日用生活費 100円/日

(2) 各種加算の料金

①夜勤職員配置加算 24円/日 (48円/日) <72円/日>

(入所者数に対して規定以上の夜勤を行う看護・介護職員を配置しております。)

② サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円/日 (44円/日) <66円/日>

(介護職員の総数のうち介護福祉士を60%以上配置しております。)

③介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 所定単位数×97/1000

(介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための処置ができるだけ多くの事業所に活用されるように推進する観点から負担頂きます。)

④緊急時施設療養費(緊急時治療管理) 518円/日 (1036円/日) <1554円/日>

(利用者の症状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為が行われた場合に負担となります。)

⑤個別リハビリテーション実施加算 240円/日 (480円/日) <720円/日>

(20分以上のリハビリを提供した場合に負担となります。)

⑥療養食加算 8円/1食 (16円/1食) <24円/1食>

(医師の指示に基づく療養食を提供した場合負担となります。)

*療養食とは、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、肝臓病食、腎臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、通風食及び特別な場合の検査食。

⑦送迎加算 (片道につき) 184円 (368円) <552円>

(施設便で送迎を実施した場合に片道につき負担となります。)

⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/日 (400円/日) <600円/日>

(医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急にショートステイを利用することが適当であると判断した者に対し、7日を限度として負担となります。)

⑨若年性認知症利用者受入加算 120円/日 (240円/日) <360円/日>

(若年性認知症入所者に対して短期入所療養介護サービスを行った場合に負担となります。)

⑩在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 51円/日 (102円/日) <153円/日>

(在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であり、退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動を行っている場合一日につき負担となります。)

⑪在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 51円/日 (102円/日) <153円/日>

(在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であり、退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、充実したリハ、地域貢献活動を行っている場合一日につき負担となります。)

⑫総合医学管理加算（利用中 10 日を限度） 275 円/日（550/日）＜825 円/日＞

（治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10 日を限度として 1 日につき負担となります。）

⑬認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 円/日（6 円/日）＜9 円/日＞

（厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。）

⑭認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 円/日（8 円/日）＜12 円/日＞

（認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している場合に算定します。）

⑮緊急短期入所受入対応加算（短期入所療養介護のみ） 90 円/日（180 円/日）＜270 円/日＞

（居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を受入した場合に負担となります。7 日間を上限。）

⑯重度療養管理加算（短期入所療養介護のみ） 120 円/日（240 円/日）＜360 円/日＞

（要介護 4 又は要介護 5 の方で手厚い医療が必要な状態である利用者を受け入れた場合に負担となります。）

⑰認知症ケア加算（短期入所療養介護のみ） 76 円/日（152 円/日）＜228 円/日＞

（日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合に算定します。）

⑱生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100 円/月（200 円/月）＜300 円/月＞

（介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入 後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。加えて、要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることで算定されます。）

⑲生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 円/月（20 円/月）＜30 円/月＞

（介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入 後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことで算定されます。）

⑳口腔連携強化加算（1 回につき 50 単位（1 月に 1 回を限度）） 50 円/月（100 円/月）＜150 円/月＞

（事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合に算定します。）

㉑介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数×75/1000（令和 6 年 6 月 1 日から）

㊸夜勤職員勤務条件を満たさない場合の減算

（夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 97/100 となります。）

㊹身体拘束廃止未実施減算

（身体拘束等の適正化に向けて、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施を行っていない場合は、所定単位数の 1/100 となります。）

㊺高齢者虐待防止措置未実施減算

（虐待の発生又はその再発を防止するために定期的に委員会開催、職員の周知徹底、指針の整備、定期的な研修会開催、適切に実施するための担当者を置くなどを行っていない場合、所定単位数の 1/100 となります。）

㊻業務継続計画未策定減算

（感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の 1/100 となります。）

文書料 1 0 0 0 円以上

その他 実費相当額

（３）支払い方法

- ・毎月 1 5 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、2 方法があります。契約時にお選び下さい。

４．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

- ・名 称 肝属郡医師会立病院
- ・住 所 鹿児島県肝属郡錦江町神川 1 3 5 番地 3

・協力歯科医療機関

- ・名 称 川前歯科医院
- ・住 所 鹿児島県肝属郡錦江町城元 7 5 3 - 3

５．緊急時の対応方法

利用者の主治医又は当事業所の医師及び協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、指定された緊急連絡先等に連絡します。

６．事故発生時の対応方法

施設サービスの提供にともない事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等へ連絡し、各関係機関へも報告します。

７．身体拘束について

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、

利用者あるいは家族等の同意得た後、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況と緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、利用者や家族等に対してその内容をできる限り詳細に説明いたします。

8. 秘密保持については次のとおり厳守いたします。

- 1 施設及び職員は、正当な理由がない限り、利用者に対する短期入所療養介護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族等の秘密を絶対に漏らしません。（秘密保持に関しては利用者あるいは家族等から同意を得ます）
- 2 施設は、施設退所後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族等の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

9. 賠償責任

当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合は利用者及び家族等は連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

10. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談員が勤務しております。ご意見等お寄せいただければ速やかに対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

施設内には、「ご意見箱」も設置しておりますので、ご利用下さい。

管理者に直接お申し出いただくこともできます。

担 当 者 ： 支援相談員（池之上 寛）

： 介護支援専門員（迫 圭介）

電話番号 ： 0994-22-3100

受付時間 ： 月～金（8:30～17:00）、土（8:30～12:30）

※ 年末年始、祝日、日曜日は休み

また、介護保険サービスについての相談や苦情は、それぞれお住まいの市町村の介護保険担当窓口など専門的に対応しています。

- 鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 TEL099-213-5122
- 大隅地域振興局地域保健福祉環境部地域保健福祉課介護指導係
〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16番6号 TEL0994-52-2122
- 鹿屋市役所 保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係
〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号 TEL0994-43-2111
- 錦江町役場 保健福祉課 福祉チーム 介護保険係
〒893-2302 錦江町城元963番 TEL0994-22-0511
- 南大隅町役場 町民福祉課 介護保険係
〒893-2501 南大隅町根占川北226番 TEL0994-24-3111

11. 感染対策

入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を別に定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

12. 利用者に対する虐待の防止等のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
（令和6年3月31日までは経過措置）

13. 業務継続計画

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。（令和6年3月31日までは経過措置）

14. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・当施設で定めてある消防計画により、毎年避難訓練を行います。

その他、想定される非常災害についても防災計画により対処する体制をとります。

15. 食べ物の持込について

食べ物等の持込について、一切禁止いたします。順守されずに事故（本人及び他の利用者も含む）が発生した場合は持込をされた方に責任が帰属されます。尚、持込が持続するようでしたら利用契約を破棄させていただきます。

16. 褥瘡予防への対応について

毎月1回行われる感染対策委員会の中で褥瘡予防について話し合いを行っています。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

個人情報の利用目的

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設みなみかぜでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 入退所等の管理
- ・ 会計・経理
- ・ 事故等の報告
- ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- ・ 施設内介護実習への協力
- ・ 介護の質の向上を目的とした施設内事例研究
- ・ その他、利用者様に係わる管理運営業務

〔他の事業所への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 入院等に伴う医療機関への情報提供
- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 献体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
保険事務の委託
審査支払機関へのレセプトの提出
審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談又は届出等

【上記以外での利用目的】

〔当施設での内部での利用に係わる利用目的〕

- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当施設において行われる学生の実習への協力

【その他】

- ・ 広報誌（毎月 1 回）やホームページへの写真掲載並びに発行及び施設内での展示

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 サービス利用契約書

- 1 貴施設の短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスを受けるにあたり、契約書及び重要事項説明書等に関する説明を受け、その内容について理解したうえで同意します。
- 2 貴施設の短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービス提供に伴う利用料については、契約書及び重要事項説明書のとおり、支払うべき金額を指定期日までに支払うことに同意します。
- 3 連帯保証人は家族等代理人（身元引受人）と連帯して利用料金の支払いについて責任を負うことに同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) _____ 印 _____

(連帯保証人) 支払い者と同一世帯者を除く

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) _____ 印 _____

連絡先 _____

肝属郡医師会立介護老人保健施設 みなみかぜ
施設長 殿

※ 契約書第7条第2項及び第3項の請求書・領収書の送付先は、下記のとおりです。

氏 名 _____ (続柄) _____

住 所 _____

電話番号 _____

説明者氏名 _____ 印 _____